

議案第 27 号

議会の議決を経るべき議案（福津市立学校設置条例の改正）について

福津市立学校設置条例（平成 17 年福津市条例第 60 号）は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり福津市立学校設置条例の一部を改正する条例を福津市議会へ上程することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 25 日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

令和 9 年 4 月 1 日に開校する新設小学校の設置に伴い、福津市立学校設置条例の一部を改正する条例を制定するにあたり、議会の議決を経るべき議案であるため、教育委員会の議決後に福津市議会へ上程する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 28 号

福津市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

別紙の者を福津市スポーツ推進審議会委員に委嘱する。

令和 8 年 6 月 25 日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

福津市スポーツ推進審議会条例（平成 28 年福津市条例第 27 号）第 3 条の規定に基づき、福津市スポーツ推進審議会の委員を委嘱する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市スポーツ推進審議会条例（抄）

（組織）

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する 11 人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

- （1） 学識経験のある者
- （2） 市内スポーツ関係団体の代表者
- （3） 市内小・中学校教職員の代表者
- （4） その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

福津市スポーツ推進審議会委員名簿（案）

（任期：令和8年7月1日～令和10年3月31日）

※令和8年6月25日現在

区 分		氏 名	性別	備考（所属団体等）
学識経験者	1号	生田 淳一	男	福岡教育大学
スポーツ関係団体	2号	篠崎 寿美子	女	福津市スポーツ推進委員
スポーツ関係団体	2号	内山 久美子	女	福津市スポーツ推進委員
スポーツ関係団体	2号	増井 久美子	女	福津市スポーツ推進委員
スポーツ関係団体	2号	安河内 香織	女	福津市スポーツ推進委員
スポーツ関係団体	2号	中生 学	男	福津市スポーツ協会
小・中学校代表	3号	的場 隆幸	男	福津市立神興東小学校
小・中学校代表	3号	八波 清彦	男	福津市立福間中学校
その他	4号	麻生 辰廣	男	福津市身体障害者福祉協会
その他	4号	井上 惣一郎	男	公 募

議案第 29 号

国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導委員会委員の委嘱について

別紙の者を国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導委員会委員に委嘱する。

令和 8 年 6 月 25 日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導委員会規則（平成 17 年福津市教育委員会規則第 43 号）第 3 条の規定に基づき、国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導委員会委員を委嘱する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導委員会規則（抄）

（組織）

第 3 条 委員会は、考古学、日本古代史、土木工学、造園学、生涯学習等に関し専門的知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する 7 人以内の委員で組織する。

2 委員会の委員の任期は 2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会の委員は、再任されることができる。

4 教育委員会は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき、又は委員たるにふさわしくないと認めるときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導委員会委員名簿(案)

任期: 令和8年8月7日～令和10年8月6日

氏 名	所 属	専 門	備 考
いとう けいたろう 伊東 啓太郎	九州工業大学(教授)	景観生態学・環境デザイン	再任
つじた じゅんいちろう 辻田 淳一郎	九州大学(教授)	考古学(日本考古学)	再任
やすふく のりゆき 安福 規之	九州大学(名誉教授) (一社)九州建設技術管理協会	土木工学(地盤工学)	再任

報告第26号

福津市園歯科医の解嘱及び委嘱について臨時代理した件の承認について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項に基づき、福津市園歯科医を解嘱及び委嘱することについて、特に緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年6月12日教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年6月25日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○学校保健安全法（抄）

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

臨時代理書

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条第 1 項及び第 2 項に基づき、福津市園歯科医を解嘱及び委嘱することについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成 17 年福津市教育委員会規則第 7 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき臨時に代理する。

令和 8 年 6 月 12 日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

福津市園歯科医の解嘱及び委嘱について
(別紙のとおり)

理由

福津市立神興幼稚園の園歯科医の交代に伴い、園歯科医の解嘱及び委嘱を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

福津市立神興幼稚園 園歯科医

園歯科医を解嘱する者

氏名	任期
赤間 圭	令和8年4月1日から令和8年6月11日

園歯科医を委嘱する者

氏名	任期
小林 洋輔	令和8年6月12日から令和9年3月31日

教育委員会スケジュール(実績)

月日	曜	事 項	時間	場所	委員	教育長
5月29日	金	水防協議会	15:00	別館1階大ホール		○
5月30日	土	津屋崎小学校運動会	案内文書 のとお	津屋崎小学校	○	○
6月1日	月	古賀高等学校組合教育委員会	10:00	古賀竟成館高等学校	農崎委員	○
6月2日	火	庁議	13:30	庁議室		○
6月4日	木	グランドデザイン説明会	13:30	ふくとびあ	○	○
6月8日	月	議会開会	9:30	議場		○
6月12日	金	管内教育長会議	14:00	オンライン		石井課長
6月15日	月	庁議	9:00	庁議室		○
6月22日	月	福津市郷育推進会議	18:30	別館1階大ホール		○
6月23日	火	校園長研修会	9:00	別館1階大ホール		○
		議会最終日	9:30	議場		○
6月25日	木	令和8年福津市教育委員会第6回定例会	9:30	別館1階大ホールAB	○	○
		市町村教育委員会研究協議会	13:00	オンライン	森委員	

教育委員会スケジュール(予定)

月日	曜	事 項	時間	場所	委員	教育長
7月1日	水	市内パトロール	7:30	市内		○
		庁議	9:00	庁議室		○
7月3日	金	神興幼稚園お泊り保育	17:00	神興幼稚園		○
7月4日	土	郷育カレッジ開講式	13:00	ふくとびあ	○	○
7月6日	月	世界遺産保存活用協議会	10:00	福岡県庁		○
7月7日	火	宗像地区人権同和実践交流会実行委員会	14:00	別館1階大ホール		○
7月8日	水	神興幼稚園訪問	9:00	神興幼稚園	○	○
7月15日	水	原水爆禁止国民平和実行委員会	10:40	ふくとびあ前広場		○
		管内教育長会議	14:00	福岡教育事務所		○
7月19日	日	津屋崎祇園山笠	8:30	波折宮前		○
7月20日	月	ミヤジック高校生バンドバトル	10:00	宮地嶽神社		○
7月21日	火	庁議	9:00	庁議室		○
7月22日	水	新設小学校開校準備委員会	19:00	別館1階大ホール		○
7月23日	木	令和8年福津市教育委員会第7回定例会	9:30	別館1階大ホールAB	○	○
7月24日	金	教頭研修会	9:00	別館1階大ホール		○
7月29日	水	福津市教育懇話会	18:00	別館1階大ホール		○
7月30日	木	市教職員全員研修会	13:40	カメラアホール		○
		古賀高等学校組合教育委員会	15:00	未定	農崎委員	○

8月の教育委員会定例会は8月24日(月)9:30～の予定です。宜しく申し上げます。